

大阪市条例第85号

大阪市みどりのまちづくり条例の一部を改正する条例

大阪市みどりのまちづくり条例（平成28年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保全配慮計画） 第9条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法<u>第4条第2項第8号</u>の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）及び当該地区における緑地の保全に関する事項を定めたときは、当該地区における緑地の保全を計画的に実施するための計画（以下「保全配慮計画」という。）を策定するものとする。 [2・3 略] （建築物の新築等をする場合の緑化義務） 第12条 新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする場合には建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項</u>の規定による通知が必要である建築物であって、その敷地面積が1,000平方メートル以上のもの（以下「特定建築物」という。）の新築等しようとする者（以下「緑化義務者」という。）は、当該特定建築物に係る新築等の工事が完了するまでに、当該特定建築物の敷地内における緑化を行わなければならない。	（保全配慮計画） 第9条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法<u>第4条第2項第6号</u>の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）及び当該地区における緑地の保全に関する事項を定めたときは、当該地区における緑地の保全を計画的に実施するための計画（以下「保全配慮計画」という。）を策定するものとする。 [2・3 同左] （建築物の新築等をする場合の緑化義務） 第12条 新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする場合には建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法<u>第18条第2項</u>の規定による通知が必要である建築物であって、その敷地面積が1,000平方メートル以上のもの（以下「特定建築物」という。）の新築等しようとする者（以下「緑化義務者」という。）は、当該特定建築物に係る新築等の工事が完了するまでに、当該特定建築物の敷地内における緑化を行わなければならない。

[2 ・ 3 略] (緑化等計画書の届出義務) 第14条 前2条の規定により特定建築物の敷地内における緑化又は公園若しくは広場の設置を行う緑化義務者は、市規則で定めるところにより、緑化（前条第1項に規定する緑化義務者にあつては、緑化及び公園又は広場の設置）に関する計画書（以下「緑化等計画書」という。）を作成し、当該特定建築物に係る建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項</u>の規定による通知を行うまでに、市長に届け出なければならない。 (緑化重点計画) 第20条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法<u>第4条第2項第10号</u>の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めたときは、当該地区における緑化の推進を計画的に実施するための計画（以下「緑化重点計画」という。）を策定するものとする。 [2 ・ 3 略]	[2 ・ 3 同左] (緑化等計画書の届出義務) 第14条 前2条の規定により特定建築物の敷地内における緑化又は公園若しくは広場の設置を行う緑化義務者は、市規則で定めるところにより、緑化（前条第1項に規定する緑化義務者にあつては、緑化及び公園又は広場の設置）に関する計画書（以下「緑化等計画書」という。）を作成し、当該特定建築物に係る建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法<u>第18条第2項</u>の規定による通知を行うまでに、市長に届け出なければならない。 (緑化重点計画) 第20条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法<u>第4条第2項第8号</u>の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めたときは、当該地区における緑化の推進を計画的に実施するための計画（以下「緑化重点計画」という。）を策定するものとする。 [2 ・ 3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。